

総務文教常任委員会 委員長報告

今臨時会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第105号、横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「本会議において、副市長は給料を自主返納するという答弁があったが、教育長の対応はどうか」との質疑に対し、当局より、「教育長についても、給料1カ月分、10分の1を自主返納する意向である」との答弁がありました。

これについて委員より、「副市長は、直接の責任者ということで理解できるが、教育長に関しては教育委員会で問題があったものではないと思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「今回の事務ミスも含め、過去からの態様を考えたときにどの部署ということではなく、組織全体の問題として捉えるべきという考えのもとで、教育長も自主返納という判断をされたものと捉えている」との答弁がありました。討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第106号、財産の無償譲渡について（電気自動車急速充電器）及び議案第107号、財産の無償貸付けについて（電気自動車急速充電器設置場所）の2件については、一括議題にして審査いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、「事業者が取り付けた新しい充電器が壊れた場合の対応について、取り決めや合意はあるのか」との質疑に対し、当局より、「契約書のなかで、事業者自らの費用及び責任で修理や更新を含めた充電器の維持及び管理をすることとしている。また、経済産業省の補助金を受けて設置するもので財産処分の制限があり、期間中は確実に稼働しなければならない」との答弁がありました。

また、「設備の撤去についても事業者が行うのか」との質疑に対し、当局より、「撤去についても事業者が行うことになる」との答弁がありました。

このほか、「現在の利用状況の調査方法」や「今後の周知方法」についての質疑がありました。

議案2件について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。